

○平塚市都市公園条例

昭和36年3月29日

条例第33号

(目的)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）に基づく平塚市の都市公園（以下「都市公園」という。）の設置及び管理について、法及び法に基づく命令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(都市公園の設置基準)

第1条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次項から第4項までに定めるところによる。

2 市全域の都市公園の市民1人当たりの敷地面積の標準は10平方メートル（市の区域内に都市緑地法（昭和48年法律第72号）第55条第1項若しくは第2項の規定による市民緑地契約又は同法第63条に規定する認定計画に係る市民緑地（以下この項において「市民緑地」という。）が存するときは、10平方メートルから当該市民緑地の市民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積の標準は5平方メートル（当該市街地に市民緑地が存するときは、5平方メートルから当該市民緑地が存する当該市街地の市民1人当たりの敷地面積を控除して得た面積）以上とする。

3 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところにより行うものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とすること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とすること。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積

は、4ヘクタールを標準とすること。

(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を確保すること。

4 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を確保するものとする。

(公園施設の設置基準)

第1条の3 法第4条第1項本文に規定する条例で定める割合は、100分の2とする。

2 法第4条第1項ただし書に規定する条例で定める範囲は、次に掲げるものとする。

(1) 法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設（以下「公募対象公園施設」という。）である建築物（都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第6条第1項各号に掲げる建築物を除く。）を設ける場合又は政令第6条第1項第1号に掲げる場合にあつては、当該公募対象公園施設である建築物又は同号に掲げる建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えるもの

(2) 政令第6条第1項第2号に掲げる場合にあつては、同号に掲げる建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えるもの

(3) 政令第6条第1項第3号に掲げる場合にあつては、同号に掲げる建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項又は前2号の規定により

認められる建築面積を超えるもの

- (4) 政令第6条第1項第4号に掲げる場合にあつては、同号に掲げる建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前項又は前3号の規定により認められる建築面積を超えるもの

3 政令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

(特定公園施設の設置基準)

第1条の4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例で定める基準は、別表第1のとおりとする。

2 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、前項の規定によらないことができる。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第2条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 露店商、行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、展覧会、集会その他これらに類する催しのため、都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- (5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、当該都市公園の名称、行為の目的、行為の期間及び行為の場所又は公園施設その他規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、変更事項その他規則で定める事項を記載した申請書を提出して、市長の許可を受けなければならない。

ない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項又は前項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公園施設及び附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となると認められるとき。
- (4) 公衆の都市公園の利用に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (5) その他管理上支障があると認められるとき。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

6 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項について第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第4条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 木竹を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 魚、鳥等を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) ごみ、その他の汚物を捨てること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ又は止めおくこと。
- (9) 都市公園をその用途以外に使用すること。
- (10) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある遊戯その他の行為をすること。
- (11) その他都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第5条 市長は、都市公園の損傷その他の理由によりその必要が認められる場合又は都市公園に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため区域を定めて都市公園の利用を禁止又は制限することができる。

(有料公園施設)

第6条 有料公園施設(市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。)は、別表第2のとおりとする。

- 2 有料公園施設のうち湘南海岸公園プールについては、平塚市営プール条例(昭和27年条例第17号)に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。
- 3 有料公園施設(湘南海岸公園プールを除く。次項、第6項及び別表第3において同じ。)の供用期間、供用時間その他供用について必要な事項は、市長が別に定める。
- 4 有料公園施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- 5 有料公園施設のうち平塚球場、平塚競技場、平塚総合体育館、総合公園テニスコート、馬入サッカー場及びひらつかアリーナについて前項の規定による許可を受けた者は、第4条の規定にかかわらず、その利用に際し、市長の許可を受けて広告を掲出することができる。
- 6 市長は、前2項の許可に際し、有料公園施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(市以外の者の公園施設の設置、管理等の許可申請書の記載事項)

第7条 法第5条第1項の条例で定める申請書の記載事項は、次のとおりとする。

(1) 公園施設の設置許可を受けるとき。

- ア 申請者の住所、氏名及び職業(法人にあつては主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目)
- イ 申請に係る都市公園の名称
- ウ 公園施設の設置場所
- エ 公園施設の種類及び数量
- オ 公園施設の設置目的
- カ 公園施設の設置期間
- キ 公園施設の構造及び規模

- ク 公園施設の管理方法
- ケ 公園施設の工事実施方法
- コ 工事の着手及び完了の時期
- サ その他規則で定める事項

(2) 公園施設の管理許可を受けるとき。

- ア 前号ア及びイに掲げる事項
- イ 管理の目的
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理の期間
- オ 管理の方法
- カ その他規則で定める事項

(3) 許可事項の変更許可を受けるとき。

- ア 既に受けた許可の年月日及び許可番号
- イ 変更事項及び理由
- ウ その他規則で定める事項

(都市公園占用等許可の申請書の記載事項)

第8条 法第6条第2項の条例で定める申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目）
- (2) 申請に係る都市公園の名称及び占用の場所
- (3) 工作物その他の物件又は施設（以下「占用物件」という。）の種類及び数量
- (4) 占用物件の管理方法
- (5) 工事実施の方法
- (6) 工事の着手及び完了の時期
- (7) その他規則で定める事項

2 法第6条第3項の規定による変更許可の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 既に受けた許可の年月日及び許可番号
- (2) 変更事項及び理由

(3) その他規則で定める事項

3 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの

(2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

(設計書等)

第9条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(監督処分)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合にはこの条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。

(2) この条例の規定による許可に付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。

(4) 都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合

(5) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障を生じた場合

(6) その他公益上やむを得ない必要が生じた場合

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第10条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量

(2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時

(3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第10条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。

(2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を平塚市公告式条例（昭和25年条例第21号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は規則で定める方法により公示すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（工作物等の価額の評価の方法）

第10条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第10条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、規則で定めるところにより行うものとする。

（工作物等を返還する場合の手続）

第10条の6 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第11条 法第5条第1項、法第6条第1項又はこの条例の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸し、若しくは利用させ

てはならない。

(届出)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。

(3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

(4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(5) 法第27条第1項若しくは第2項又は第10条の規定により必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(6) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(7) 使用者が、住所又は氏名若しくは名称を変更したとき。

(8) 使用者からその権利を相続又は合併により承継したとき。

(使用料)

第13条 使用者は、別表第3に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料の額が年額をもつて定められている場合において使用期間が1年に満たないとき又は1年未満の端数を生じたときは、月割をもつて計算し、使用料の額が月額をもつて定められている場合において使用期間が1月に満たないとき又は1月未満の端数を生じたときは、1月として計算する。

3 使用料の額が時間をもつて定められている場合において使用の時間が1時間に満たないとき又は1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間とする。

4 使用料の額が面積をもつて定められている場合において使用の面積が1平方メートルに満たないとき又は1平方メートル未満の端数を生じたときは、これを1平方メートルとし、使用料の額が長さをもつて定められている場合において使用の長さが1メートル

に満たないとき又は1メートル未満の端数を生じたときは、これを1メートルとする。

- 5 前各項の規定により計算した使用料の額が10円に満たないとき又は10円未満の端数を生じたときは、これを10円とする。

(使用料の徴収方法)

第14条 使用料は、許可の際これを納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる使用料は、それぞれ当該各号に定める日までに納付させることができる。

- (1) 使用期間が翌年度以降にわたる場合の翌年度以降の使用料 当該年度の5月31日
- (2) 月額で定められている使用料 毎月15日
- (3) 平塚球場を野球で利用する場合及び平塚競技場を球技で利用する場合の使用料
(職業人の有料の場合のグラウンド使用加算料に限る。) 利用日から20日
- (4) 緊急その他の特別の理由があると市長が認めた場合の使用料 市長が指定する日

- 2 前項の規定にかかわらず、平塚総合体育館の個人使用料は、別表第4で定める回数使用券の購入をもつて納付することができる。

(使用料の減免)

第15条 公用又は公益のために使用する場合において市長が特に認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第16条 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責に帰さない理由により使用することができなくなつたとき。
- (2) 使用期日前10日までに使用の取消しを届け出て、市長が正当な理由があると認めたとき。

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第4条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(3) 第5条の規定による利用の禁止又は制限に違反して都市公園を利用した者

(4) 第10条の規定による市長の命令に違反した者

2 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れ、又は使用料算出の基礎となる数値を偽った者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（両罰規定）

第18条 法人の代表者又は法人又は人の代理人若しくは使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条各本項に規定する過料を科する。

（公園管理者の権限代行者の地位）

第19条 法第5条の11の規定により市長に代わつてその権限を行う者は、前2条の規定の適用については、市長とみなす。

（公園予定区域及び予定公園施設についての準用）

第20条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

（指定管理者による管理）

第21条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、都市公園の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを行わせることができる。

(1) 第3条第1項各号に掲げる行為の許可等に関する業務

(2) 有料公園施設の使用の許可等に関する業務

(3) 都市公園の維持管理に関する業務

(4) その他市長が定める業務

2 前項の場合における第3条第1項から第5項まで及び第6条第4項から第6項までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

（指定管理者の指定等）

第21条の2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。ただし、管理上緊急に指定管理者を指定しなければならないときその他公募しないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切に都市公園の管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

(1) 都市公園の利用に関し、住民の平等な利用が確保できるものであること。

(2) 都市公園の管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。

(3) 都市公園の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(指定管理者が行う管理の基準)

第21条の3 指定管理者は、次に掲げる基準により、適正に都市公園の管理を行わなければならない。

(1) 法その他の関係法令並びにこの条例及びこの条例に基づく規則を遵守すること。

(2) 都市公園の管理に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用しないこと。

(3) 都市公園の管理に関し知り得た使用者等の個人情報を適切に取り扱うこと。

(指定管理者の告示)

第21条の4 市長は、指定管理者の指定をし、又は指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和39年3月31日条例第20号)

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

付 則 (昭和42年6月30日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和42年10月4日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年9月1日から適用する。

付 則 (昭和45年3月31日条例第19号)

- 1 この条例は、昭和45年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の平塚市都市公園条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以降にかかる使用料から適用する。

付 則（昭和47年3月27日条例第18号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則（昭和48年3月26日条例第19号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

付 則（昭和49年3月29日条例第16号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

付 則（昭和50年3月25日条例第19号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の平塚市都市公園条例別表第2の規定は、昭和50年4月1日以後の使用または占有に係る使用料から適用し、同日前の使用または占有に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（昭和50年9月30日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年9月16日から適用する。

付 則（昭和50年12月20日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和51年3月26日条例第16号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則（昭和51年6月28日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和51年12月23日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和52年3月26日条例第15号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

付 則（昭和55年3月28日条例第18号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の平塚市都市公園条例別表の規定は、昭和55年4月1日以後

の使用または占有に係る使用料から適用し、同日前の使用または占有に係る使用料については、なお従前の例による。

付 則（昭和５６年３月２６日条例第１４号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の平塚市都市公園条例別表の規定は、昭和５６年４月１日以後の使用または占有に係る使用料から適用し、同日前の使用または占有に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和５９年３月２３日条例第８号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の平塚市道路占用料条例別表、平塚市都市公園条例別表第３項及び平塚駅前広場管理条例別表の規定は、昭和５９年４月１日以後の占有又は使用に係る占用料及び使用料から適用し、同日前の占有又は使用に係る占用料及び使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和５９年９月２９日条例第２３号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

（昭和６０年規則第１号により同年３月２０日から施行）

附 則（昭和６１年１２月２２日条例第２８号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

（昭和６２年規則第１号により同年３月１５日から施行）

附 則（昭和６３年３月３１日条例第１５号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の平塚市都市公園条例別表第２第１項及び第４項の規定は、昭和６３年４月１日以後の使用又は占有に係る使用料から適用し、同日前の使用又は占有に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和６３年１２月１７日条例第３１号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

（平成元年規則第１６号により同年５月１日から施行）

附 則（平成元年６月２７日条例第１３号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成元年 9 月 20 日規則第 46 号により同年 10 月 6 日から施行)

附 則 (平成 2 年 12 月 21 日条例第 21 号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成 3 年規則第 5 号により同年 3 月 22 日から施行)

附 則 (平成 5 年 12 月 21 日条例第 20 号)

この条例は、平成 6 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 9 月 27 日条例第 15 号)

この条例は、平成 7 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 7 年 3 月 20 日条例第 7 号)

この条例は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 12 月 19 日条例第 24 号)

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の別表第 2 第 5 項の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成 10 年 3 月 25 日条例第 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 6 日条例第 3 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 3 月 22 日条例第 10 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 16 年 3 月 22 日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成 16 年規則第 45 号で平成 16 年 8 月 9 日から施行)

附 則 (平成 17 年 3 月 23 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年 6 月 30 日条例第 27 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第17条の改正規定 公布の日から起算して1月を経過した日

(2) 第21条の改正規定及び第21条の次に3条を加える改正規定（第21条の3に係る部分に限る。） 平成18年4月1日

(経過措置)

2 前項第2号の改正規定の施行の際現に改正前の第6条第4項又は第5項の規定により指定管理者が管理する有料公園施設について市長の使用の許可を受けている者は、改正後の第21条第2項の規定により読み替えられた改正後の第6条第4項又は第5項の規定による指定管理者の許可を受けたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の第3条第1項又は第3項の規定によりフットサルコートの使用の許可を受けている者は、改正後の第6条第4項の規定による許可を受けたものとみなす。

附 則（平成20年3月19日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月26日条例第28号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第12号）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第13条第5項の規定は、施行日以後の申請に係る使用料から適用し、施行日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日前に受けた許可（使用期日が平成21年4月10日までの日に係るものに限る。）の取消しの届出に係る使用料の還付については、この条例による改正後の第16条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年9月22日条例第24号）

この条例は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22年12月21日条例第30号）

- 1 この条例は、平成23年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第2第5項の規定は、平成23年4月1日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年9月26日条例第25号）

- 1 この条例は、平成24年11月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の規定は、平成24年12月1日以後の利用に係る使用料から適用する。

附 則（平成24年12月21日条例第36号）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4条第5号、第6条第2項及び第8条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に工事中の特定公園施設の新設、増設又は改築については、この条例による改正後の第1条の4及び別表第1の規定は、適用しない。

附 則（平成25年12月20日条例第31号）

- 1 この条例は、平成26年2月1日から施行する。ただし、第6条及び別表第2の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第3第4項及び第5項の規定は、平成26年4月1日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月17日条例第20号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月20日条例第50号）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第3第5項の規定は、平成29年6月1日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年6月27日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月20日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月23日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 21 日条例第 39 号）

- 1 この条例は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後の利用に係る使用料から適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 23 日条例第 11 号）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 第 5 項第 2 号イの表 炬火台の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（別表第 3 第 5 項第 2 号イの表 炬火台の項を削る改正規定を除く。）による改正後の同表の規定は、令和 4 年 5 月 1 日以後の利用に係る使用料から適用する。

附 則（令和 6 年 6 月 28 日条例第 25 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 10 月 31 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第 4 条の改正規定並びに次項及び附則第 3 項の規定 公布の日

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の第 21 条の 5 の規定による利用料金の額の決定、納付その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（平塚市営プール条例の一部改正）

- 3 平塚市営プール条例（昭和 27 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

別表第 1（第 1 条の 4 関係）

種別	設置基準
1 園路及び広場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年 政令第 379 号）第 3 条第 1 号に掲げる園路及び広場を設ける場合は、その うち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 （1） 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。

ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

エ オに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

オ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、当該段は、第3号に掲げる基準に適合するものとし、第5号に掲げる基準に適合する傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。

カ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げがなされたものであること。

(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。

イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、当該段は、第3号に掲げる基準に適合するものとし、第5号に掲げる基準に適合する傾斜路を併設すること。

エ 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

オ 3パーセント以上の縦断勾配が30メートル以上続く場合は、途中に長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、園路際に車椅子使用者等の利用に

支障のない退避スペースを設置すること。

カ 横断勾配は、1 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2 パーセント以下とすることができる。

キ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ク 両側は、転落を防止する構造とすること。

ケ 必要に応じて、手すりを設けること。

コ 縁石を設ける場合は、切下げの幅は180センチメートル以上とし、かつ、段差は2センチメートル以下ですりつけ勾配は8パーセント以下とすること。

サ 排水溝を設ける場合は、つえ等が落ち込まない構造の溝蓋を設けること。

(3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

エ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

オ 踏面は、平たんで滑りにくい仕上げがなされたものであること。

カ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

キ 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(4) 前号に掲げる基準に適合する階段を設ける場合は、次号に掲げる基準に適合する傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エ

スカレーターその他の昇降機であつて高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもつてこれに代えることができる。

(5) 傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれらに併設するものに限る。)

は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 幅は、120センチメートル以上とすること。

イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

ウ 横断勾配は、設けないこと。

エ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げがなされたものであること。

オ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

キ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

(6) 次に掲げる場所には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第11条第2号に掲げる点状ブロック等及び同令第21条第2項第1号に掲げる線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)を設置すること。ただし、駐車場から第1号に掲げる基準に適合する出入口に至る園路にあつては、この限りでない。

ア 敷地に接する道から第1号に掲げる基準に適合する出入口に至る経路

イ 第3号に掲げる基準に適合する階段の上端及び下端に近接する園路又は広場並びに踊場の部分

ウ 前号に掲げる基準に適合する傾斜路の上端及び下端に近接する園路又は広場

エ アからウまでに掲げるもののほか、第2号に掲げる基準に適合する通路の要所その他の特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である

	場所 (7) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (8) 次項から第7項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項に規定する主要な公園施設に接続していること。
2 屋根付 広場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。 イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、当該段は、前項第3号に掲げる基準に適合するものとし、同項第5号に掲げる基準に適合する傾斜路を併設すること。 (2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
3 休憩所 及び管理 事務所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。

	(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 (ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、当該段は、第1項第3号に掲げる基準に適合するものとし、同項第5号に掲げる基準に適合する傾斜路を併設すること。 (エ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。 a 幅は、80センチメートル以上とすること。 b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。 イ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。 ウ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。 エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第6項第2号から第6号までの基準に適合するものであること。 オ ベンチ、野外卓その他の施設を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。 (2) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同号中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。
4 野外劇場及び野外音楽堂	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ア 出入口は、第2項第1号の基準に適合するものであること。

イ 出入口と車椅子使用者が円滑に利用することができる観 覧スペース（以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。）及びエに掲げる便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

（ア） 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。

（イ） （ウ）に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

（ウ） 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、当該段は、第1項第3号に掲げる基準に適合するものとし、同項第5号に掲げる基準に適合する傾斜路を併設すること。

（エ） 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。

（オ） 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。

（カ） 路面は、平たんで滑りにくい仕上げがなされたものであること。

（キ） 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

ウ 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合は当該収容定員に50分の1を乗じて得た数（ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数）以上の、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数（ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数）に2を加えた数以上の車椅子使用者用観覧スペースを設けること。

	エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、第6項第2号から第6号までの基準に適合するものであること。 (2) 前号ウの規定により設ける車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ア 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。 イ 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。 ウ 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。 (3) 前2号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。
5 駐車場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数(ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数)以上の、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数(ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数)に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。 (2) 車椅子使用者駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ア 幅は、350センチメートル以上とすること。 イ 第1項に規定する園路又は広場に近接した水平な場所に設け、かつ、車椅子使用者用駐車施設へ通ずる園路は、第1項の基準に適合する構造

	とすること。 ウ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。
6 便所	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。 イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器が設けられていること。 ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。 (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。 ア 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。 イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。 (3) 前号アに掲げる便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。 (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 (ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、第1項第5号に掲げる基準に適合する傾斜路を併設すること。 (エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設

	けられていることを表示する標識が設けられていること。 (オ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。 a 幅は、80センチメートル以上とすること。 b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。 イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。 (4) 第2号アに掲げる便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。 イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。 ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。 エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。 (5) 第3号ア(ア)及び(オ)並びにイの規定は、前号に規定する便房について準用する。 (6) 第3号ア(ア)から(ウ)まで及び(オ)並びにイ並びに第4号イからエまでの規定は、第2号イに掲げる便所について準用する。この場合において、第4号イ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。
7 水飲場 及び手洗場	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。 (2) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。
8 掲示板 及び標識	(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

	ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。 イ 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。 ウ 当該掲示板の表記内容について、色の識別をしにくい者が円滑に利用できるように、見分けやすい色の組み合わせを用いて表示要素ごとの明度、色相及び彩度の差を確保するよう配慮すること。 (2) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。 (3) 特定公園施設の配置を表示する標識を設ける場合は、そのうち1以上は、第1項の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。 (4) 特定公園施設の配置を表示する標識には、点字その他の案内設備を設けること。
--	--

別表第2（第6条関係）

有料公園施設

都市公園名	有料公園施設の名称
平塚市総合公園	平塚球場
	平塚競技場
	平塚総合体育館
	総合公園テニスコート
	宿泊研修所
	ふれあい動物園ポニー乗馬場
湘南海岸公園	湘南海岸公園プール
	ビーチセンター温水シャワー
	フットサルコート
馬入ふれあい公園	馬入サッカー場
	ひらつかアリーナ
八幡山公園	旧横浜ゴム平塚製造所記念館

別表第3（第6条、第13条関係）

1 公園施設の設置許可による土地の使用料

公園施設の種類	単位	金額
施設の種別を問はず	1 平方メートルにつき 1 年	3 0 0 円

2 公園施設の管理許可による施設の使用料

公園施設の種類		単位	金額
平塚球場売店		年 1 店舗につき	3 0 , 0 0 0 円
平塚競技場	メインスタンド南売店	1 年につき	7 0 , 0 0 0 円
	メインスタンド北売店	同	2 2 , 0 0 0 円
	バックスタンド南売店	1 年につき	5 1 , 0 0 0 円
		1 年 2 分の 1 店舗につき	2 5 , 5 0 0 円
	バックスタンド北売店	1 年につき	5 1 , 0 0 0 円
		1 年 2 分の 1 店舗につき	2 5 , 5 0 0 円
平塚市総合公園レストハウス		1 月につき	7 0 0 , 0 0 0 円
平塚総合体育館軽食堂		同	1 3 3 , 0 0 0 円
平塚総合体育館売店		1 年につき	2 7 , 0 0 0 円
平塚市総合公園売店		同	3 0 , 0 0 0 円
平塚市総合公園駐車場施設		年 1 平方メートルにつき	5 0 円以上で市長が定める額
高麗山公園レストハウス食堂		1 月につき	6 6 , 0 0 0 円
高麗山公園レストハウス売店		1 年につき	4 1 , 0 0 0 円
湘南海岸公園ビーチセンター売店		同	3 6 , 0 0 0 円
その他の施設		年 1 平方メートルにつき	2 0 0 円

備考 電気の使用料は、使用者の負担とする。

3 都市公園の占用許可による使用料

平塚市道路占用料条例（昭和 3 9 年条例第 1 8 号）別表に掲げる区分により同表で定める額

4 第 3 条第 1 項各号に掲げる行為の許可による使用料

行為の種類	単位	金額
露店	1 平方メートルにつき 1 日	3 0 0 円
行商	1 日	6 0 0 円
常時業として行う写真撮影	撮影機 1 台につき 1 日	7 5 0 円
臨時に会費を徴収して写真コンテスト 撮影会を行うとき	1 日	3, 0 0 0 円
業として行う映画の撮影又は興行	同上	1 2, 0 0 0 円
展示会、展覧会、集会その他これらに 類する行為	1 平方メートルにつき 1 日	6 円
競技会その他これに類する行為	1 時間	4 5 0 円
その他の行為		上記に準じて市長が 定める額

備考 湘南海岸公園内のビーチパークスポーツコートで競技会等を行う場合については、
「1 時間」とあるのは、「1 面につき 1 時間」とする。

5 有料公園施設の使用許可による使用料

(1) この項において次に掲げる用語は、それぞれに定めるところによる。

ア 市内 本市に住所を有する者及び団体をいう。ただし、大会のときは、主催する団体が本市に住所を有する場合をいう。

イ 有料 入場料その他これに類する料金を徴収する場合をいう。

ウ 大学生 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する大学の学生及びこれに準ずる者により構成された団体をいう。

エ 高校生 学校教育法第 1 条に規定する高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びにこれらの者により構成された団体をいう。

オ 中学生 学校教育法第 1 条に規定する中学校の生徒及びこれに準ずる者並びにこれらの者により構成された団体をいう。

カ 小学生 学校教育法第 1 条に規定する小学校の児童及びこれに準ずる者並びにこれらの者により構成された団体をいう。

(1) の 2 平塚球場

ア 球場使用料

(ア) 野球で利用する場合

区分	グラウンド使用料		夜間照明施設使用料			有料の場合のグラウンド使用加算料
	1 時間		点灯率	1 時間		1 日
	市内	市外		有料	無料	
職業人	12,000円		100%	18,500円	15,600円	100分の10を超えない範囲内において規則で定める割合を入場料総額に乗じて得た額又は50万円のいずれか多い額
社会人	4,000円	8,000円	70%	13,500円	11,000円	入場料その他これに類する料金（最高額）の120人分
			45%	10,000円	7,800円	
大学生	4,000円	8,000円	70%	13,500円	11,000円	入場料その他これに類する料金（最高額）の100人分
			45%	10,000円	7,800円	
高校生	3,750円	7,500円	45%	5,000円		
中学生以下	2,250円	4,500円	45%	5,000円		

備考 夜間照明施設の点灯割合を増加した場合は、増加した点灯割合の使用料を徴収する。

(イ) 野球以外で利用する場合

区分	グラウンド使	夜間照明施設使用料	有料の場合のグラウン
----	--------	-----------	------------

	用料				ド使用加算料
	1 時間	1 時間			1 日
		1 0 0 % 点 灯	7 0 % 点灯	4 5 % 点灯	
有料	4 5 , 0 0 0 円	1 8 , 5 0 0 円	1 3 , 5 0 0 円	1 0 , 0 0 0 円	入場料その他これに類 する料金（最高額）の 1 2 0 人分
無料	3 0 , 0 0 0 円				

イ 球場附属施設、器具使用料

区分	野球関係で利用のときの使用 料		野球関係以外で利用の ときの使用料
	1 時間		1 時間
	市内	市外	
会議室	3 5 0 円	7 0 0 円	7 0 0 円
本部室	4 0 0 円	8 0 0 円	8 0 0 円
室内投球場	1 , 0 0 0 円	2 , 0 0 0 円	2 , 0 0 0 円
スコアボード	1 , 0 0 0 円	2 , 0 0 0 円	2 , 0 0 0 円
放送器具	7 5 0 円	1 , 5 0 0 円	1 , 5 0 0 円
バッテイングゲージ（1 台）	5 0 0 円	1 , 0 0 0 円	1 , 0 0 0 円
防球ネット（一式）	5 0 0 円	1 , 0 0 0 円	1 , 0 0 0 円
ピッチングマシン（1 台）	2 , 0 0 0 円	4 , 0 0 0 円	4 , 0 0 0 円

備考 室内投球場の使用料については、グラウンドと同時に利用する場合は、徴収しない。

ウ 広告掲出使用料

区分			単位	金額
野球での横断幕、職業人 看板その他これ に類するもの		グラウンド	広告表示面積 1 平方メー トル 1 日につき	3 , 0 0 0 円
		スタンド	同	1 , 0 0 0 円

	その他	同	1, 0 0 0 円
上記以外のもの		同	5, 0 0 0 円

(2) 平塚競技場

ア 競技場使用料

(ア) 陸上競技で専用利用する場合

区分	グラウンド使用料		夜間照明施設使用料			有料の場合のグラウンド使用加算料
	1 時間		点灯率	1 時間		
	市内	市外		有料	無料	1 日
社会人	4, 5 0 0 円	9, 0 0 0 円	1 0 0 %	4 2, 0 0 0 円	2 8, 0 0 0 円	入場料その他これに類する料金 (最高額) の 1 2 0 人分
			7 0 %	2 9, 0 0 0 円	1 9, 5 0 0 円	
			3 5 %	1 5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	
			1 0 %	5, 3 0 0 円	3, 5 0 0 円	
大学生	4, 5 0 0 円	9, 0 0 0 円	1 0 0 %	2 8, 0 0 0 円	2 2, 5 0 0 円	入場料その他これに類する料金 (最高額) の 1 0 0 人分
			7 0 %	1 9, 5 0 0 円	1 5, 5 0 0 円	
			3 5 %	1 0, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円	
			1 0 %	3, 5 0 0 円	2, 8 0 0 円	
高校生	3, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円	1 0 0 %	2 8, 0 0 0 円	1 6, 5 0 0 円	
			7 0 %	1 9, 5 0 0 円	1 1, 5 0 0 円	
			3 5 %	1 0, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円	

				円	
			10%	3,500円	2,100円
中学生以下	2,250円	4,500円	100%	28,000円	16,500円
			70%	19,500円	11,500円
			35%	10,000円	6,000円
			10%	3,500円	2,100円

備考 この使用料には、競技用器具（特別器具を除く。）の利用を含む。

（イ） 陸上競技で共用利用する場合

区分		グラウンド使用料
個人		無料
団体	20人未満	1回につき 500円
	20人以上	同 1,000円
年度会員	小学生、中学生、高校生	1年度につき 2,000円
	上記以外	同 3,000円

備考

- 1 個人とは、市長があらかじめ指定した日時に利用する者をいう。
- 2 団体及び年度会員の使用料には、競技用器具（特別器具を除く。）の利用を含む。

（ウ） 球技で利用する場合

区分	グラウンド使用料		夜間照明施設使用料			有料の場合のグ
	1 時間		点灯率	1 時間		ラウンド使用加
	市内	市外		有料	無料	算料
職業人	1 2, 0 0 0 円		1 0 0 %	1 0 0, 0 0 0 円	7 0, 0 0 0 円	1 0 0 分の 1 0 を超えない範囲

			70%	70,000円	50,000円	内において規則 円で定める割合を 入場料総額に乗 じて得た額又は 50万円のいず れか多い額
社会人	3,000円	6,000円	100%	42,000円	28,000円	入場料その他こ れに類する料金 (最高額)の12 0人分
			70%	29,000円	19,500円	
			35%	15,000円	10,000円	
大学生	3,000円	6,000円	100%	28,000円	22,500円	入場料その他こ れに類する料金 (最高額)の10 0人分
			70%	19,500円	15,500円	
			35%	10,000円	8,000円	
高校生	2,250円	4,500円	100%	28,000円	16,500円	入場料その他こ れに類する料金 (最高額)の10 0人分
			70%	19,500円	11,500円	
			35%	10,000円	6,000円	
中学生以下	1,500円	3,000円	70%	19,500円	11,500円	
			35%	10,000円	6,000円	

備考

- この使用料には、競技用器具（特別器具を除く。）の利用を含む。
- 区分を異にする団体と利用する場合の使用料は、上位の団体の該当する区分の使用料とする。ただし、市長が別に定める場合を除く。

3 夜間照明施設の点灯割合を増加した場合は、増加した点灯割合の使用料を徴収する。

(エ) 運動会その他運動競技で利用する場合

区分			グラウンド使用料		夜間照明施設使用料			有料の場合 のグラウン ド使用加算 料
			1 時間		1 時間			
			市内	市外	1 0 0 % 点灯	7 0 %点 灯	3 5 %点 灯	
有料			2 2, 5 0 0 円		4 2, 0 0 0 円	2 9, 0 0 0 円	1 5, 0 0 0 円	入場料その 他これに類 する料金（最 高額）の 1 2 0 人分
無 料	事業場		4, 5 0 0 円	9, 0 0 0 円	2 8, 0 0 0 円	1 9, 5 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	
	地 域 団 体	一般	4, 5 0 0 円	9, 0 0 0 円	2 2, 5 0 0 円	1 5, 5 0 0 円	8, 0 0 0 円	
		子供会	2, 2 5 0 円	4, 5 0 0 円	1 6, 5 0 0 円	1 1, 5 0 0 円	6, 0 0 0 円	
	大学（これに準 ずる学校を含 む。）		4, 5 0 0 円	9, 0 0 0 円	2 2, 5 0 0 円	1 5, 5 0 0 円	8, 0 0 0 円	
	高等学校（これ に準ずる学校を 含む。）		3, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円	1 6, 5 0 0 円	1 1, 5 0 0 円	6, 0 0 0 円	
	保育園、幼稚園、 小学校、中学校		2, 2 5 0 円	4, 5 0 0 円				

(これらに準ず る学校等を含 む。)						
--------------------------	--	--	--	--	--	--

(オ) 運動競技以外で利用する場合

区分	グラウンド使 用料	夜間照明施設使用料			有料の場合のグラウン ド使用加算料
	1 時間	1 時間			1 日
		1 0 0 % 点 灯	7 0 % 点 灯	3 5 % 点 灯	
有料	4 5 , 0 0 0 円	4 2 , 0 0 0 円	2 9 , 0 0 0 円	1 5 , 0 0 0 円	入場料その他これに類 する料金（最高額）の 1 2 0 人分
無料	3 0 , 0 0 0 円				

イ 競技場附属施設使用料

区分		運動競技で利用するときの使用料		運動競技以外で利用 するときの使用料
		1 時間		1 時間
		市内	市外	
役員室		4 0 0 円	8 0 0 円	8 0 0 円
運営室		4 0 0 円	8 0 0 円	8 0 0 円
ミーティングルームA		5 0 0 円	1 , 0 0 0 円	1 , 0 0 0 円
ミーティングルームB		3 0 0 円	6 0 0 円	6 0 0 円
放送室(器具 を含む。)	全室	1 , 0 0 0 円	2 , 0 0 0 円	2 , 0 0 0 円
	1 階	7 0 0 円	1 , 4 0 0 円	1 , 4 0 0 円
	3 階	6 0 0 円	1 , 2 0 0 円	1 , 2 0 0 円
中継室		1 室につき 1 0 , 0 0 0 円	1 室につき 2 0 , 0 0 0 円	1 室につき 2 0 , 0 0 0 円
電光式スコアボード		7 0 0 円	1 , 4 0 0 円	1 , 4 0 0 円
大型映像装	職業人	1 5 , 0 0 0 円		3 0 , 0 0 0 円

置	社会人	2, 5 0 0 円	5, 0 0 0 円	3 0, 0 0 0 円
	大学生			
	高校生以下	1, 5 0 0 円	3, 0 0 0 円	3 0, 0 0 0 円

備考 役員室、運営室又はミーティングルームの使用料については、グラウンドを陸上競技で専用利用する場合、球技で利用する場合又は運動会その他の運動競技で利用する場合は、徴収しない。

ウ 競技場特別器具使用料

区分	金額	
無線設備（3階指令室を含む。）	運動競技で利用するとき	運動競技以外で利用するとき
	1回1日につき 5, 0 0 0 円	1回1日につき 1 0, 0 0 0 円
フィニッシュタイマー	陸上競技で利用するとき	陸上競技以外で利用するとき
	1回1台1日につき 4, 0 0 0 円	1回1台1日につき 8, 0 0 0 円
レーンナンバー表示盤	陸上競技で利用するとき	陸上競技以外で利用するとき
	1回1台1日につき 1, 0 0 0 円	1回1台1日につき 2, 0 0 0 円
光波距離測定装置	陸上競技で利用するとき	陸上競技以外で利用するとき
	1回1台1日につき 1, 0 0 0 円	1回1台1日につき 2, 0 0 0 円
電子式着順判定装置（記録用紙代は、含まない。）	陸上競技で利用するとき	陸上競技以外で利用するとき
	1回1日につき 1 5, 0 0 0 円	1回1日につき 3 0, 0 0 0 円

エ 広告掲出使用料

区分			単位	金額
運動競技会で の横断幕、看板 その他これに	職業人	グラウンド	広告表示面積1平方メートル1日につき	3, 0 0 0 円
		スタンド	同	1, 0 0 0 円

類するもの		スコアボード	広告１表示１０文字以内 １件１日につき	１５，０００円
		大型映像装置	１件１日につき	２５，０００円
	その他	グラウンド	広告表示面積１平方メートル１ 日につき	１，０００円
		スタンド	同	１，０００円
		スコアボード	広告１表示１０文字以内 １件１日につき	５，０００円
		大型映像装置	１件１日につき	８，５００円
上記以外のも の	グラウンド		広告表示面積１平方メートル１ 日につき	５，０００円
	スタンド		同	５，０００円
	スコアボード		広告１表示１０文字以内 １件１日につき	２５，０００円
	大型映像装置		１件１日につき	４２，０００円

(３) 平塚総合体育館

ア 総合体育館使用料

(ア) 専用使用料

区分		使用料							
		１時間							
		一般		大学生		高校生		中学生以下	
		市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
第１体 育室	３分 の１	９００円	１，８０ ０円	８００円	１，６０ ０円	７００ 円	１，４０ ０円	６００ 円	１，２０ ０円
	２分 の１	１，３５ ０円	２，７０ ０円	１，２０ ０円	２，４０ ０円	１，０５ ０円	２，１０ ０円	９００ 円	１，８０ ０円
	３分 の２	１，８０ ０円	３，６０ ０円	１，６０ ０円	３，２０ ０円	１，４０ ０円	２，８０ ０円	１，２０ ０円	２，４０ ０円

		全面	2, 7 0 0 円	5, 4 0 0 円	2, 4 0 0 円	4, 8 0 0 円	2, 1 0 0 円	4, 2 0 0 円	1, 8 0 0 円	3, 6 0 0 円
第 2 体 育室		全面	1, 1 0 0 円	2, 2 0 0 円	9 5 0 円	1, 9 0 0 円	9 0 0 円	1, 8 0 0 円	8 0 0 円	1, 6 0 0 円
第 3 体 育室		全面	6 0 0 円	1, 2 0 0 円	5 0 0 円	1, 0 0 0 円	4 5 0 円	9 0 0 円	3 5 0 円	7 0 0 円
第 1 武 道場		2 分 の 1	5 0 0 円	1, 0 0 0 円	4 5 0 円	9 0 0 円	3 5 0 円	7 0 0 円	3 0 0 円	6 0 0 円
		全面	1, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円	9 0 0 円	1, 8 0 0 円	7 0 0 円	1, 4 0 0 円	6 0 0 円	1, 2 0 0 円
第 2 武 道場		2 分 の 1	5 0 0 円	1, 0 0 0 円	4 5 0 円	9 0 0 円	3 5 0 円	7 0 0 円	3 0 0 円	6 0 0 円
		全面	1, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円	9 0 0 円	1, 8 0 0 円	7 0 0 円	1, 4 0 0 円	6 0 0 円	1, 2 0 0 円
弓道 場		2 分 の 1	5 0 0 円	1, 0 0 0 円	4 5 0 円	9 0 0 円	3 5 0 円	7 0 0 円	3 0 0 円	6 0 0 円
		全面	1, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円	9 0 0 円	1, 8 0 0 円	7 0 0 円	1, 4 0 0 円	6 0 0 円	1, 2 0 0 円
温 水 プ ー ル	5 0 メー トル プー ル	4 分 の 1	4, 5 0 0 円	9, 0 0 0 円	3, 7 5 0 円	7, 5 0 0 円	3, 4 5 0 円	6, 9 0 0 円	3, 3 0 0 円	6, 6 0 0 円
		2 分 の 1	9, 0 0 0 円	1 8, 0 0 0 円	7, 5 0 0 円	1 5, 0 0 0 円	6, 9 0 0 円	1 3, 8 0 0 円	6, 6 0 0 円	1 3, 2 0 0 円
		全面	1 8, 0 0 0 円	3 6, 0 0 0 円	1 5, 0 0 0 円	3 0, 0 0 0 円	1 3, 8 0 0 円	2 7, 6 0 0 円	1 3, 2 0 0 円	2 6, 4 0 0 円
	2 0 メー トル プー	2 分 の 1	1, 5 0 0 円	3, 0 0 0 円	1, 2 0 0 円	2, 4 0 0 円	1, 1 0 0 円	2, 2 0 0 円	1, 0 5 0 円	2, 1 0 0 円
		全面	3, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円	2, 4 0 0 円	4, 8 0 0 円	2, 2 0 0 円	4, 4 0 0 円	2, 1 0 0 円	4, 2 0 0 円

ル									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 平塚総合体育館を次に掲げる各号のいずれかで利用する場合の使用料は、この表に定める使用料にそれぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。ただし、温水プールについては、営利を目的とした利用は、認めない。

(1) 使用者が営利を目的とし、かつ、入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収する場合 30

(2) 使用者が営利を目的とするが、入場料等を徴収しない場合 3

(3) 使用者が営利を目的としないが、入場料等を徴収する場合 2

(イ) 個人使用料

区分	使用料
第1体育室	1回（利用時間帯の区分ごと）につき 大人 200円 小人 100円
第2体育室	
第3体育室	
第1武道場	
第2武道場	
弓道場	
トレーニングルーム	1回（利用時間帯の区分ごと）につき 300円
スポーツサウナ	1回につき 500円
温水プール	1回につき 大人 400円 小人 200円

備考

- 1 小人とは、中学生以下小学生以上の者をいう。
- 2 小学校就学前の者が利用する場合は、無料とする。
- 3 利用時間帯の区分については、市長が別に定める。

イ 総合体育館附属施設使用料

区分	単位	使用料	
		市内	市外

会議室A	A—1	1 時間		1, 2 0 0 円	2, 4 0 0 円	
		同		6 0 0 円	1, 2 0 0 円	
	B		同	4 0 0 円	8 0 0 円	
放送設	第 1 体育室		同	4 0 0 円	8 0 0 円	
備	温水プール		同	4 0 0 円	8 0 0 円	
電光記	第 1 体育室		1 日 1 回一式	1, 5 0 0 円	3, 0 0 0 円	
録設備	温水プール		同	6, 0 0 0 円	1 2, 0 0 0 円	
可動席（第 1 体育室）			1 日 1 台	2, 4 0 0 円	4, 8 0 0 円	
冷暖房	第 1 体育室		1 時間	7, 2 0 0 円	1 4, 4 0 0 円	
設備	第 1 武道場		同	5 0 0 円	1, 0 0 0 円	
	第 2 武道場		同	5 0 0 円	1, 0 0 0 円	
照明設 備	第 1 体育室	3 分の 1	1 0 0 %点灯	1 時間	7 0 0 円	1, 4 0 0 円
			5 0 %点灯	同	3 5 0 円	7 0 0 円
		2 分の 1	1 0 0 %点灯	同	1, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
			5 0 %点灯	同	5 0 0 円	1, 0 0 0 円
		3 分の 2	1 0 0 %点灯	同	1, 4 0 0 円	2, 8 0 0 円
			5 0 %点灯	同	7 0 0 円	1, 4 0 0 円
		全面	1 0 0 %点灯	同	2, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円
			5 0 %点灯	同	1, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
	温水プール	全面	1 0 0 %点灯	同	1, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円

備考 総合体育館附属施設を次に掲げる各号のいずれかで利用する場合の使用料は、この表に定める使用料にそれぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。ただし、温水プールの附属施設については、営利を目的とした利用は、認めない。

- (1) 使用者が営利を目的とし、かつ、入場料等を徴収する場合 3
- (2) 使用者が営利を目的とするが、入場料等を徴収しない場合 3
- (3) 使用者が営利を目的としないが、入場料等を徴収する場合 2

ウ 広告掲出使用料

区分	単位	金額
----	----	----

横断幕、看板その他これに類するもの	広告表示面積 1 平方メートル 1 日につき	1, 0 0 0 円
-------------------	------------------------	------------

備考 平塚総合体育館を次に掲げる各号のいずれかで利用する場合の広告掲出使用料は、この表に定める使用料にそれぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。ただし、温水プールについては、広告の掲出は、認めない。

- (1) 使用者が営利を目的とし、かつ、入場料等を徴収する場合 3
- (2) 使用者が営利を目的とするが、入場料等を徴収しない場合 3
- (3) 使用者が営利を目的としないが、入場料等を徴収する場合 2
- (4) 総合公園テニスコート

ア テニスコート使用料

区分	1 時間	
	市内	市外
コート 1 面	6 0 0 円	1, 2 0 0 円

イ 夜間照明施設使用料

区分	使用料
夜間照明施設	コート 1 面 1 時間につき 5 0 0 円

ウ 広告掲出使用料

区分	単位	金額
横断幕、看板その他これに類するもの	広告表示面積 1 平方メートル 1 日につき	1, 0 0 0 円

備考 総合公園テニスコートを次に掲げる各号のいずれかで利用する場合の広告掲出使用料は、この表に定める使用料にそれぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 使用者が営利を目的とし、かつ、入場料等を徴収する場合 3
- (2) 使用者が営利を目的とするが、入場料等を徴収しない場合 3
- (3) 使用者が営利を目的としないが、入場料等を徴収する場合 2
- (5) 宿泊研修所

ア 宿泊使用料

区分	金額 (1 人 1 泊)
----	--------------

	一般	大学生	高校生	小・中学生
市内	1, 3 0 0 円	1, 0 0 0 円	7 0 0 円	5 0 0 円
市外	2, 6 0 0 円	2, 0 0 0 円	1, 4 0 0 円	1, 0 0 0 円

備考

- 1 利用できる者は、平塚市総合公園の公園施設を利用する10人以上の団体とする。
ただし、市長が特に適当と認める場合は、この限りでない。
- 2 利用期間は、6泊7日を超えることができない。ただし、市長が特に適当と認める場合は、この限りでない。

イ 附属施設使用料

区分		金額（1時間）	
		市内	市外
会議室	全室	6 0 0 円	1, 2 0 0 円
	2分の1	3 0 0 円	6 0 0 円

備考 利用できる者は、宿泊研修所利用者に限る。ただし、市長が特に適当と認める場合は、この限りでない。

（6） ふれあい動物園ポニー乗馬場

馬場使用料

区分	使用料
乗馬場	1人1回（乗馬場1周ごと）につき 1 0 0 円

備考 ポニーに乗馬できる者は、小学生以下の者に限る。

（7） ビーチセンター温水シャワー

温水シャワー使用料

区分	使用料
温水シャワー	1回につき 1 0 0 円

（8） フットサルコート

フットサルコート使用料

区分	使用料
	1 時間

	市内	市外
フットサルコート	4 5 0 円	9 0 0 円

(9) 馬入サッカー場

ア サッカー場使用料

(ア) サッカーで利用する場合

区分	グラウンド使用料		夜間照明施設使用料	
	1 時間		1 時間	
	市内	市外	1 0 0 %点灯	5 0 %点灯
職業人	4, 5 0 0 円		5, 6 0 0 円	
社会人	1, 9 5 0 円	3, 9 0 0 円	4, 9 0 0 円	4, 3 0 0 円
大学生	1, 9 5 0 円	3, 9 0 0 円	4, 0 0 0 円	3, 5 0 0 円
高校生	1, 5 0 0 円	3, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円	2, 6 0 0 円
中学生以下	9 5 0 円	1, 9 0 0 円	3, 0 0 0 円	2, 6 0 0 円

備考

- 1 この使用料には、競技用器具の利用を含む。
- 2 区分を異にする団体と利用する場合の使用料は、上位の団体の該当する区分の使用料とする。ただし、市長が別に定める場合を除く。
- 3 夜間照明施設の点灯割合を増加した場合は、増加した点灯割合の使用料を徴収する。

(イ) 運動競技で利用する場合

区分	グラウンド使用料		夜間照明施設使用料	
	1 時間		1 時間	
	市内	市外	1 0 0 %点灯	5 0 %点灯
社会人	3, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円	4, 9 0 0 円	4, 3 0 0 円
大学生	3, 0 0 0 円	6, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円	3, 5 0 0 円
高校生	2, 1 0 0 円	4, 2 0 0 円	3, 0 0 0 円	2, 6 0 0 円
中学生以下	1, 5 0 0 円	3, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円	2, 6 0 0 円

備考

- 1 この使用料には、競技用器具の利用を含む。
- 2 区分を異にする団体と利用する場合の使用料は、上位の団体の該当する区分の使用料とする。ただし、市長が別に定める場合を除く。
- 3 夜間照明施設の点灯割合を増加した場合は、増加した点灯割合の使用料を徴収する。

(ウ) 運動競技以外で利用する場合

グラウンド使用料	夜間照明施設使用料	
1 時間	1 時間	
	1 0 0 %点灯	5 0 %点灯
3 0 , 0 0 0 円	7 , 4 0 0 円	6 , 5 0 0 円

イ サッカー場附属施設使用料

区分	1 時間	
	市内	市外
多目的室	5 0 0 円	1 , 0 0 0 円

備考

多目的室の使用料については、グラウンドをサッカーで利用する場合又は運動競技で利用する場合は、徴収しない。

ウ 広告掲出使用料

区分	単位	金額
横断幕、看板その他これに類するもの	広告表示面積 1 平方メートル 1 日につき	1 , 0 0 0 円

(10) ひらつかアリーナ

ア アリーナ使用料

区分		使用料							
		1 時間							
		一般		大学生		高校生		中学生以下	
		市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
ア	4 分	9 0 0 円	1 , 8 0	7 5 0 円	1 , 5 0	6 0 0 円	1 , 2 0	4 5 0 円	9 0 0 円

アリーナ	の1		0円		0円		0円		
	2分	1,800	3,600	1,500	3,000	1,200	2,400	900円	1,800円
	の1	0円	0円	0円	0円	0円	0円		円
	4分	2,700	5,400	2,250	4,500	1,800	3,600	1,350	2,700円
	の3	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	円
アリーナ	全面	3,600	7,200	3,000	6,000	2,400	4,800	1,800	3,600円
		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	円

備考 ひらつかアリーナを次の各号のいずれかで利用する場合の使用料は、この表に定める使用料にそれぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 使用者が営利を目的とし、かつ、入場料等を徴収する場合 30
- (2) 使用者が営利を目的とするが、入場料等を徴収しない場合 3
- (3) 使用者が営利を目的としないが、入場料等を徴収する場合 2

イ アリーナ附属施設使用料

区分		単位		使用料	
				市内	市外
多目的ルーム		1 時間		1 0 0 円	2 0 0 円
会議室		同		1 0 0 円	2 0 0 円
和室		同		1 0 0 円	2 0 0 円
照明設備	4 分 の 1	1 0 0 % 点 灯	1 時間	5 0 0 円	1 , 0 0 0 円
		6 5 % 点 灯	同	2 0 0 円	4 0 0 円
	2 分 の 1	1 0 0 % 点 灯	同	1 , 0 0 0 円	2 , 0 0 0 円
		6 5 % 点 灯	同	4 0 0 円	8 0 0 円
	4 分 の 3	1 0 0 % 点 灯	同	1 , 5 0 0 円	3 , 0 0 0 円
		6 5 % 点 灯	同	6 0 0 円	1 , 2 0 0 円
	全面	1 0 0 % 点 灯	同	2 , 0 0 0 円	4 , 0 0 0 円
		6 5 % 点 灯	同	8 0 0 円	1 , 6 0 0 円
冷暖房設備		1 時間		4 , 1 0 0 円	8 , 2 0 0 円
放送設備		1 時間		4 0 0 円	8 0 0 円

電光記録設備	4分の1	1時間	100円	200円
	2分の1	同	200円	400円
	4分の3	同	300円	600円
	全面	同	400円	800円

備考

ひらつかアリーナ附属施設を次の各号のいずれかで利用する場合の使用料は、この表に定める使用料にそれぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 使用者が営利を目的とし、かつ、入場料等を徴収する場合 3
- (2) 使用者が営利を目的とするが、入場料等を徴収しない場合 3
- (3) 使用者が営利を目的としないが、入場料等を徴収する場合 2

ウ 広告掲出使用料

区分	単位	金額
横断幕、看板その他これに類するもの	広告表示面積1平方メートル 1日につき	1,000円

- (11) 旧横浜ゴム平塚製造所記念館

施設使用料

区分	使用料					
	午前		午後		夜間	
	午前9時から午後零時30分まで		午後1時から午後5時まで		午後5時30分から午後9時30分まで	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外
第1会議室	1,500円	3,000円	1,700円	3,400円	1,700円	3,400円
第2会議室	1,000円	2,000円	1,200円	2,400円	1,200円	2,400円
厨房	250円	500円	300円	600円	300円	600円

備考 入場料等を徴収して利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額に2を乗じて得た額とする。

別表第4（第14条関係）

回数使用券

種別	金額
1， 1 0 0 円分回数使用券	1， 0 0 0 円
3， 3 0 0 円分回数使用券	3， 0 0 0 円
5， 5 0 0 円分回数使用券	5， 0 0 0 円